

会計年度任用職員システムによる源泉徴収票出力について

会計年度任用職員（非常勤講師）およびスクールカウンセラーについては、以下の手順で源泉徴収票を出力してください。

1 帳票の出力方法について

- (1) 会計年度任用職員システムにログインし、「帳票作成」をクリックします。
- (2) 任期終了日により選択する項目が異なりますので、以下のとおり、出力してください。

ア 令和5年12月31日までにすべての発令の任期が満了している職員「源泉徴収票（所属所用）・退職者【CH-050】」を選択し、「作成」をクリックします。

The screenshot shows the 'GA-560' document creation interface. It includes a list of document types on the left, a selection area with a year dropdown, and a search section. Annotations with callout boxes provide specific instructions:

- ①** 源泉徴収票（所属所用）・退職者【CH-050】を選択します。 (Select '源泉徴収票（所属所用）・退職者【CH-050】' from the list.)
- ②** 「令和5年」であることを確認します。 (Confirm the year is '令和5年' (Reiwa 5).)
- ③** 「作成」をクリックします。 (Click the '作成' (Create) button.)

The interface elements visible include:

- Window title: 【GA-560】帳票作成
- Document type list: 未選択, 源泉徴収票(所属所用)・在職者【CH-050】, 源泉徴収票(所属所用)・退職者【CH-050】 (highlighted), 報酬等支給明細書(毎月)【CH-101】, 期末手当期間率確認リスト【CH-103】, 報酬等支給明細書(期末)【CH-104】, 報酬等支給明細書(差額)【CH-105】.
- Year selection: 令和 (dropdown), 年 (dropdown).
- Search section: 基準日 (Reiwa dropdown), 所属 (20R00: 教職員課 dropdown), 職員番号 (empty field), 検索 (button).
- Buttons: 作成 (Create), 開じる (Close).
- Checkbox: ☐ ドラフト削除 (Draft deletion).

イ 令和6年1月1日時点で発令の任期が継続している職員

※ 複数の発令がある職員で、1つでも令和6年1月1日時点で任期が継続している発令を有する職員を含む。

「源泉徴収票（所属所用）・在職者【CH-050】」を選択し、「作成」をクリックします。

2 配信先について

(1) 令和5年12月31日までにすべての発令の任期が満了している職員の
場合、そのうち一番若い所属所コードの学校のみで出力可能です。

《例》

	任期	所属	退職者帳票	在職者帳票
発令1	R05.06.15 ～ R05.09.15	40B00	出力可能	出力不可
発令2	R05.06.14 ～ R05.07.31	40B01	出力不可	出力不可

(2) 令和6年1月1日時点で発令の任期が継続している職員の場合、継続している発令のうち一番若い所属所コードの学校のみで出力可能です。

《例1》

任期	所属	退職者帳票	在職者帳票
発令1 R05.05.03 ~ R06.01.30	40B00	出力不可	出力可能
発令2 R05.05.10 ~ R06.02.06	40B01	出力不可	出力不可

《例2》

任期	所属	退職者帳票	在職者帳票
発令1 R05.09.15 ~ R05.12.15	40B00	出力不可	出力不可
発令2 R05.05.03 ~ R06.02.06	40B01	出力不可	出力可能
発令3 R05.05.03 ~ R06.02.06	40B02	出力不可	出力不可

※ 《例2》の場合、一番若い所属コードは発令1の学校となりますが、令和5年12月31日までに任期が満了しており、かつ令和6年1月1日時点で任期の継続している別の発令（発令2・3）があるため、発令1での帳票出力はできません。

※ 複数の任用形態（例：会計年度任用学校職員とスクールカウンセラー）がある場合は、同じPDFファイルの前半に会計年度任用学校職員、後半にスクールカウンセラーが表示されますので、PDFファイルの2ページ目以降まで必ず確認して下さい。